

# 調布市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）に対する パブリック・コメントの実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成29年12月1日（金）～平成30年1月12日（金）
- (2) 周知方法 平成29年11月20日号，12月5日号及び12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階都市計画課，公文書資料室，各図書館，各公民館，各地域福祉センター（染地及び緑ヶ丘を除く），  
たづくり11階みんなの広場，市民活動支援センター，神代出張所，教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，ご意見を記入し，直接または郵送，FAX，Eメールで市役所都市計画課まで提出  
又は，資料の閲覧場所である各公共施設に設置する意見箱への投函

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：8件（1人）  
＜提出意見の内訳＞  
全般に対する意見・・1件
- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※ご意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
全般			
1	全般	<p>はじめに：</p> <p>パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。</p>	<p>ご意見のとおり全文掲載いたします。</p>
2		<p>意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例案そのものについては、特に問題はないが、法改正を機会に都市農業を維持発展させるための取組をさらに積極的に推進して頂きたい。</li> </ul> <p>その観点からいくつか具体的に意見を述べます。</p>	<p>今回の法改正および条例策定を機会として、改めて生活文化スポーツ部農政課、環境部緑と公園課、都市整備部都市計画課、の3課を中心に、庁内関係部署と連携を図り、都市農地の保全等に向けた取組を進めてまいります。</p>
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地は、都市における緑地は様々な機能や役割を持っている。都市化＝宅地化でなく、快適な都市生活のために一定の緑地を確保することは、農業従事者以外にとっても重要である。</li> </ul> <p>農林水産省は、都市農業の多面的機能を次の6項目に整理しているが、農地は、市民全体で維持すべき重要な都市インフラのひとつであり、制限なしに宅地などに変更してよいものではない。買取制度を利用して積極的に維持保全活用に努めるべきである。</p> <p>第1は、都市住民が求める「新鮮な農産物の供給」。</p> <p>第2は、緑地空間や水辺空間の提供といった「良好な景観の形成」により、都市住民にやすらぎや潤いをもたらすこと。</p> <p>第3は、都市住民や学童に対しては「農業体験・学習の場」を、生産者と都市住民に対しては「交流の場」を提供すること。</p> <p>第4は、火災時における延焼防止、地震時における避難場所や仮設住宅建設用地といった「災害時の防災空間」。</p> <p>第5は、緑地空間として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護などによる「国土・環境の保全」。</p> <p>第6は、これらの機能発揮や、身近なところに存在することなどを契機とした「都</p>	<p>市が生産緑地を買い取るための財政的な支援策等については、これまで東京都市長会等を通じ、国及び東京都へ要望を行ってまいりました。</p> <p>平成34年には多くの生産緑地が指定から30年を迎え、買取り申出が可能になることから、引き続き国及び東京都へ要望を行うとともに、基金やファンドの活用等、民間の活力の導入についても検討してまいります。</p> <p>併せて、平成27年の都市農業振興基本法の制定以降、農地の保全・活用に向けた取組を進める制度改正が進められてきていることから、引き続き国や東京都の動向に注視し、効果的な保全・活用策を検討してまいります。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
4		<p>市住民の農業への理解の醸成」。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回、面積を300平米まで下げるが、さらに下げた値、例えば200でも100でも50平米でも生産緑地登録指定ができるように必要なら法改正を含めて働きかけていくべきである。</li> </ul> <p>これは、農業経営の規模をどこまで小さくできるかという観点では、50平米でも市民菜園にはできるであろう。逆に、家庭菜園の延長上で農地を位置付けていく可能性もあろう。例えば、200平米の農地が2軒の宅地になるかわりに、税制の優遇措置が適用される家庭菜園付の1軒の宅地になるほうが望ましいともいえる。</p>	<p>本条例案で定める区域の規模は、昨年に改正された生産緑地法の規定に基づくものであり、生産緑地法施行令第3条に規定する基準の下限となる300平方メートルとしたものです。</p> <p>区域の規模に関するさらなる緩和については、条例策定後、運用状況や農業従事者の方の意向等を確認した上で、必要に応じて東京都を通じて国へ要望を行うことを検討してまいります。</p>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 面積の他にも様々な制限（接道してない農地、屋敷林、設置可能な建築物など）があるが、農業を続けていきたいと考えている農業従事者や農業団体の意見を尊重して、必要な保護策を講じるべきである。</li> </ul> <p>生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設や直売所、レストラン、などを追加することは、農業従事者だけでなく、市民にとってもよいことである。</p> <p>その農地で採れた野菜サラダなどが提供できる小さなカフェなどは、子ども達から高齢者までの交流の場としての機能も果たすであろう。</p> <p>それらは、食育推進基本計画や健康づくりプラン、計画や高齢者福祉計画、地域福祉計画、高齢者総合計画等の施策のひとつにもなりうるものである。</p>	<p>ご指摘のとおり、生産緑地を含めた農地の保全・活用のための施策を検討・実施するにあたり、農業従事者をはじめとする関係者との協議、調整が不可欠であると認識しております。</p> <p>そのため、平成30年度以降において、生産緑地法の改正に伴う説明会や意見交換等を通じて、農業従事者の方の意向確認等を行うことを検討しております。</p> <p>併せて、生活文化スポーツ部農政課、環境部緑と公園課、都市整備部都市計画課の3課を中心に、子ども生活部や福祉健康部等、庁内関係部署と連携を図り、都市農地の保全等に向けた取組を進めてまいります。</p>
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 買取制度を利用して買い取った場合の公共用地としても用途は、できるだけ農地や緑地として保全すべきである。</li> </ul> <p>市が買い取って、NPO法人などによって運営するのもひとつのありかたであろう。</p> <p>世田谷区が農地を買い取り、NPO法人が運営に関わっている「世田谷区立喜多見農業公園」はそのようなものの一例であろう。このような大きなものでなくても、上述のような小さなカフェなど様々な活用方法があるはず。</p>	<p>昨年の都市公園法および都市緑地法の改正により、公園や緑地における民間活力の導入に関する枠組みが拡大されたことから、これらの関連法令を整理しつつ、民間の活力の導入についても検討を進め、市内の貴重な緑の保全に向けた取組を進めてまいります。</p>

NO	条	意見等の概要（原文をそのまま記載）	市の考え方
7		<p>● 買取制度があっても、調布市に財源がなければ買い取れない。財源を確保する施策を推進すべきである。</p> <p>例えば、若葉町の、国分寺崖線の雑木林と調布市立図書館若葉分館の間にある農地が宅地化しつつある。農地だけでなく、入間町の2か所のなかよし広場も宅地化している。</p> <p>財源がなかったので買えませんでしたという言い訳は、行政が自分は「無能」であると自白しているに過ぎない。</p> <p>市民と一緒に知恵を絞って、市民の共感を得られる施策を提案すれば、土地開発公社、基金、ふるさと納税、クラウドファンディングなどなど、必要なお金やヒトは付いてくるはずである。</p>	<p>※再掲</p> <p>市が生産緑地を買い取るための財政的な支援策等については、これまで東京都市長会等を通じ、国及び東京都へ要望を行ってまいりました。</p> <p>平成34年には多くの生産緑地が指定から30年を迎え、買取り申出が可能になることから、引き続き国及び東京都へ要望を行うとともに、基金やファンドの活用等、民間の活力の導入についても検討してまいります。</p> <p>併せて、平成27年の都市農業基本法の制定以降、農地の保全・活用に向けた取組を進める制度改正が進められてきていることから、引き続き国や東京都の動向に注視し、効果的な保全・活用策を検討してまいります。</p>
8		<p>● 都市農地の担当は、国レベルではもともと国土交通省のようであるが、農林水産省も関与すべきであり、調布市のような基礎自治体レベルにおいても縦割り行政でなく、都市整備部だけでなく、あるいは、都市整備部でなく、生活文化スポーツ部農政課や環境部、福祉健康部、子ども生活部なども関与すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>※再掲</p> <p>生活文化スポーツ部農政課、環境部緑と公園課、都市整備部都市計画課の3課を中心に、庁内関係部署と連携を図り、都市農地の保全等に向けた取組を進めてまいります。</p>